

平成28年第7回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成28年7月25日(月) 午前10時00分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 向面 正一

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 17名

1番 坂下 正幸

8番 田中 喜義

15番 森山 博

2番 石倉 稔

9番 新澤 晟

16番 新谷 義治

3番 谷内 吉夫

10番 岩坂 一明

17番 田上 正男

4番 山本 秀夫

11番 山崎 覺治

5番 森谷 正美

12番 坂本 昭信

6番 安 津久人

13番 東 克芳

7番 向面 正一

14番 大宮 正

(2) 欠席委員

なし

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

(2) 議案第23号 農業経営基盤強化法第18条の規定による決定について

7 報告事項

(1) 報告第18号 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 報告第19号 非農地証明願の承認について

(3) 報告第20号 農地の形状を変更することについて

8 議事

開会 10:00 閉会 10:18

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、17名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第7回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号3番 谷内 吉夫 委員 及び 議席番号4番 山本 秀夫 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第22号】の農地法第5条の規定による申請について説明がございますので、事務局、説明をお願いします。
事務局	はい。ご説明します。議案書2ページをお開きください。今月は1件です。 申請番号1番です。土地の所在は宅田町〇〇の田773㎡です。譲受人は七尾市の〇〇さんで譲渡人は宅田町の〇〇さんです。転用の目的は診療所建設用地です。また、用途地域が定められている区域(第一種住居地域)であることから第3種農地と考えており原則許可となっております。

議 長	<p>それでは申請番号1番について地区担当委員議席番号6番 安 津久人委員よりご意見をお願いいたします。</p>
安 委員	<p>はい、6番です。22日に森谷職務代理、大宮委員、森山委員、坂出事務局、松下行政書士と現地確認を行いました。土地の所在地は3ページにあるように大型ショッピングセンターしまむらの横にあり宅田町に隣接するところです。宅田の圃場整備地域外です。周囲には庭木等が植わっておりますし、後ろの方は畑が広がっており、現地は荒地になっている状況でした。聞くところによりますと病院が出来るとの事ですが、敷地の大半は駐車場にもなっております。周辺に影響はありませんのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。これより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので採決を採りたいと思います。 【議案第22号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第22号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第23号】の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について議題といたします。 事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい。ご説明いたします。議案書5ページをご覧ください。議案第23号の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてです。今月は6件です。全て農地利用集積円滑化団体であるおおぞら農業協同組合経由の門前町久川の〇〇さんへの賃貸借権の設定です。 1番です。利用権の設定をする者は門前町久川の〇〇さんです。土地の</p>

所在は、門前町久川〇〇の田 581 m²の新規、同じく〇〇の田 504 m²の新規、同じく〇〇の田 562 m²の新規で契約期間は平成 28 年 8 月 1 日から平成 33 年 7 月 31 日までの 5 年間で賃借料は 10 a あたり 30kg です。

2 番です。利用権の設定をする者は門前町久川の〇〇さんです。土地の所在は、門前町久川〇〇の田 540 m²の新規、同じく〇〇の田 292 m²の新規契約期間は平成 28 年 8 月 1 日から平成 33 年 7 月 31 日までの 5 年間で賃借料は 10 a あたり 30kg です。

3 番です。利用権の設定をする者は門前町久川の〇〇さんです。土地の所在は、門前町久川〇〇の田 472 m²の新規、同じく〇〇の田 617 m²の新規、同じく〇〇の田 871 m²の新規で契約期間は平成 28 年 8 月 1 日から平成 33 年 7 月 31 日までの 5 年間で賃借料は 10 a あたり 30kg です。

4 番です。利用権の設定をする者は門前町久川の〇〇さんです。土地の所在は、門前町久川〇〇の田 367 m²の新規、同じく〇〇の田 555 m²の新規、同じく〇〇の田 380 m²の新規、同じく〇〇の田 566 m²の新規、同じく〇〇の田 552 m²の新規、同じく〇〇の田 328 m²の新規で契約期間は平成 28 年 8 月 1 日から平成 33 年 7 月 31 日までの 5 年間で賃借料は 10 a あたり 30kg です。

5 番です。利用権の設定をする者は門前町久川の〇〇さんです。土地の所在は、門前町久川〇〇の田 471 m²の新規、同じく〇〇の田 637 m²の新規で契約期間は平成 28 年 8 月 1 日から平成 33 年 7 月 31 日までの 5 年間で賃借料は 10 a あたり 30kg です。

6 番です。利用権の設定をする者は門前町久川の〇〇さんです。土地の所在は、門前町久川〇〇の田 415 m²の新規で契約期間は平成 28 年 8 月 1 日から平成 33 年 7 月 31 日までの 5 年間で賃借料は 10 a あたり 30kg です。

以上、17,420 m²で内訳は田が 17,420 m²です。以上です。

議 長 それではこれより質疑を許します。

各 委 員 (質疑・意見なし)

議 長 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。

【議案第 23 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。

各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第23号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に【報告第18号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。議案書9ページをお開きください。報告第18号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。今月は1件です。</p> <p>1番です。土地の所在は尊利地町〇〇の田393㎡ほか11筆4,172㎡で内訳は田が2,621㎡、畑が1,551㎡です。相続人は尊利地町の〇〇さんで届出日は平成28年6月23日です。届出事由は相続です。</p> <p>以上合計12筆4,172㎡で内訳は田が2,621㎡、畑が1,551㎡です。以上です。</p>
議長	はい。ありがとうございます。これより質疑を許します。
各委員	(意見・質問なし)
議長	<p>それでは【報告第18号】を終わります。</p> <p>次に【報告第19号】の農地法の適用を受けない土地の証明願を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。議案書11ページをお開きください。報告第19号非農地証明願承認についてです。今月は2件です。</p> <p>1番です。土地の所在は町野町広江〇〇の田214㎡で申請人は町野町広江の〇〇さんで利用状況は一般住宅です。申請地は昭和42年に土地を借りている〇〇さんが住宅を建築しており、隣接地の〇〇については、昭和58年11月24日付けで農作業場兼車庫として許可が出ております。</p> <p>2番です。土地の所在は門前町栃木〇〇の田704㎡、同じく〇〇の畑621㎡、同じく〇〇の畑495㎡、同じく〇〇の畑314㎡で申請人は門前</p>

	<p>町走出の〇〇さんで利用状況は山林です。申請地は申請者の父が植林し、40年以上経過しており山林化しています。申請写真及び地図情報システムにて確認しております。</p> <p>以上、5筆 2,348 m²で内訳は田が 918 m²、畑が 1,430 m²です。以上です。</p>
議長	<p>それでは申請番号1番について地区担当委員議席番号5番 森谷 正美委員よりご意見願います。</p>
森谷委員	<p>はい、5番森谷です。申請地の状況について説明します。7月20日に申請者本人立ち会いの下現地を確認しております。7月22日に大宮、森山両委員、谷内代書人の立ち会いの下、現地を確認してきました。本人からの聞き取りの中では登記は田になっていますが、50～60年前より既に畑になっており大きな木が植わっていたとの事でした。22日の行政書士さんからの話によりますと、地図には〇〇さんの住宅の脇が畑になっており、〇〇さんの片隅に家が建っております。〇〇さんの家については〇〇さんが跡取りの長男であり、おじいさんの〇〇さんは亡くなったんですが、賃借で敷地を借りており、当代になってから買ってもらえないかという事で申請に至ったとの事です。出てきたときにこのようになっていたという事で申請を出したとの事との行政書士さんの話でありました。影響がないと思われまますのでよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。これより質疑を許します。</p>
各委員	<p>(意見・質問なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので【報告第19号】を終わります。</p> <p>次に【報告第20号】の農地の形状を変更することについて届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。議案書 15 ページをお開きください。報告第20号農地改良届出についてです。今月は2件です。</p> <p>1番です。土地の所在は町野町金蔵〇〇の田 781 m²です。届出者は町野町金蔵の〇〇さんで農地改良理由は、農業機械の搬入が困難であるた</p>

	<p>め、また用水の補修に伴い盛土したいとの事です。工期は平成 28 年 8 月 1 日から平成 29 年 4 月 10 日で盛土高は 200 cm、施行は〇〇株式会社です。</p> <p>2 番です。土地の所在は町野町金蔵〇〇の田 204 m²です。届出者は町野町金蔵の〇〇さんで農地改良理由は、農業機械の搬入が困難であるため、また用水の補修に伴い盛土したいとの事です。工期は平成 28 年 8 月 1 日から平成 29 年 4 月 10 日で盛土高は 200 cm、施行は〇〇株式会社です。</p> <p>以上 2 筆 985 m²で内訳は田が 985 m²です。以上です。</p>
議 長	はい。ありがとうございます。これより質疑を許します。
石倉委員	現地は 1 枚になっているんですか、2 枚になっているんですか。地図が申請番号 1 番と 2 番と 2 枚にわかれておりますので。
森谷委員	土盛りしますという事で申請者から相談があり、申請者と現地を確認しました。現地は県道脇ですので輪島に買い物に出る際にいつも見えています。現地は 1 枚になっております。
議 長	ほかにございませんか。それでは【報告第 20 号】を終わります。 以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。 「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」については来月行います。
議 長	それでは第 7 回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。

平成28年7月25日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録 坂 出 和 彦

輪島市農業委員会会長

署 名 委 員

3 番

署 名 委 員

4 番
